

議案第 6 6 号

さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 2 提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の給与に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第 9 条 医療職給料表（ 1 ）の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額 <u>3 0 万 6 , 0 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（初任給調整手当）</p> <p>第 9 条 医療職給料表（ 1 ）の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額 <u>2 1 万 6 , 0 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（時間外勤務手当）</p> <p>第 1 9 条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「 1 0 0 分の 1 0 0 」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（時間外勤務手当）</p> <p>第 1 9 条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 8 時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「 1 0 0 分の 1 0 0 」とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（臨時又は非常勤の職員の給与）</p> <p>第 3 2 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（臨時又は非常勤の職員の給与）</p> <p>第 3 2 条 [略]</p>

2 臨時又は非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

2 臨時又は非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項の改正は、公布の日から施行する。